

別表1 補助対象経費(第3条関係)

ア 「局長通知」1(1)(2)(3)(4)の要件をすべて満たす法人	イ 「局長通知」1(1)(2)(3)の要件は満たすが(4)の要件のみ満たさない法人
人件費積立金、施設整備等積立金及び局長通知3(3)にいう社会福祉施設等の整備等に係る経費として借入れた独立行政法人福祉医療機構等からの借入金の償還金及びその利息	人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金及び課長通知別紙(問5)1(1)にいう施設の整備等に係る経費

別表2 サービス提供費(月額)(第4条第2項関係)(令和6年6月から)

施設種類		施設形態	取扱定員(人)	サービス提供費(月額)(円)
軽費老人ホーム	一般	単独	21～30	100,100(介護職員配置あり) 82,500(介護職員 1 名配置なし)
			31～40	87,900(介護職員配置あり) 74,500(介護職員 1 名配置なし)
			41～50	78,300(介護職員配置あり) 67,700(介護職員 1 名配置なし)
		併設	15～19	101,700(介護職員配置あり) 67,600(介護職員 1 名配置なし)
			30	70,200(介護職員配置あり) 52,800(介護職員 1 名配置なし)
			31～40	65,300(介護職員配置あり) 52,400(介護職員 1 名配置なし)
	特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設	単独 (共通職員 (一般))	41～50	53,900(生活相談員配置あり) 42,900(生活相談員 1 名配置なし)
		単独 (共通職員 (特定))	41～50	53,300(生活相談員配置あり) 42,900(生活相談員 1 名配置なし)
		単独 (一般入所者に対する介護職員)	20 以下	36,800(介護職員配置あり) 11,900(介護職員 1 名配置なし)
			21～30	24,000(介護職員配置あり) 7,400(介護職員 1 名配置なし)
			31～40	30,400(介護職員配置あり) 17,900(介護職員 1 名配置なし)
			41～50	24,300(介護職員配置あり) 14,200(介護職員 1 名配置なし)
		経過的軽費老人ホーム (軽費A型)	単独	50

(備考)

月の初日に在籍している者のみ、サービス提供費(月額)を助成する。ただし、新たに事業を開始した施設については、入所者が月の途中で入所した場合、事業開始後3ヶ月を経過した日の属する月の分まで、次により算定した額を助成する。

サービス提供費(月額) × $\frac{\text{当該月の実入所日数}}{\text{当該月の実日数}}$ (円未満切り捨て)

別表3 本人からの徴収額の月額(第4条第3項関係)

1 軽費老人ホーム

対象収入による階層区分		本人からの徴収額(月額)
1	1,500,000 円以下	10,000 円
2	1,500,001 円 ～ 1,600,000 円	13,000 円
3	1,600,001 円 ～ 1,700,000 円	16,000 円
4	1,700,001 円 ～ 1,800,000 円	19,000 円
5	1,800,001 円 ～ 1,900,000 円	22,000 円
6	1,900,001 円 ～ 2,000,000 円	25,000 円
7	2,000,001 円 ～ 2,100,000 円	30,000 円
8	2,100,001 円 ～ 2,200,000 円	35,000 円
9	2,200,001 円 ～ 2,300,000 円	40,000 円
10	2,300,001 円 ～ 2,400,000 円	45,000 円
11	2,400,001 円 ～ 2,500,000 円	50,000 円
12	2,500,001 円 ～ 2,600,000 円	57,000 円
13	2,600,001 円 ～ 2,700,000 円	64,000 円
14	2,700,001 円 ～ 2,800,000 円	71,000 円
15	2,800,001 円 ～ 2,900,000 円	78,000 円
16	2,900,001 円 ～ 3,000,000 円	85,000 円
17	3,000,001 円 ～ 3,100,000 円	92,000 円
18	3,100,001 円以上	全額

- (注1) この表における「対象収入」とは前年(1月から3月までは前々年)の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。
- (注2) 本人からの徴収額(月額)は、この表により求めた額とする。ただし、その額が当該施設におけるサービス提供費(月額)を超えるときは、当該施設のサービス提供費(月額)を本人からの徴収額(月額)とする。また、この表における「全額」とは当該施設におけるサービス提供費(月額)をいう。
- (注3) 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの徴収額については、この表の額から30%減額した額を本人からの徴収額(月額)とする。この場合の100円未満の端数は切り捨てとする。また、三親等内の親族その他特別な事情により、当該者と入居する場合については、当該者が同居する入所者を現に扶養していれば世帯収入を対象収入とし、当該者本人からの徴収額(月額)を決定する。当該者が同居する入所者を扶養していなければ個々の収入を対象収入とし、当該者並びに同居する入所者からの徴収額(月額)として決定する。

2 経過的軽費老人ホーム(軽費A型)

(1) (平成3年7月1日以降の入所者から適用)

対象収入による階層区分		本人からの徴収額(月額)
1	1,500,000 円以下	10,000 円
2	1,500,001 円 ～ 1,600,000 円	13,000 円
3	1,600,001 円 ～ 1,700,000 円	16,000 円
4	1,700,001 円 ～ 1,800,000 円	19,000 円
5	1,800,001 円 ～ 1,900,000 円	22,000 円
6	1,900,001 円 ～ 2,000,000 円	25,000 円
7	2,000,001 円 ～ 2,100,000 円	30,000 円
8	2,100,001 円 ～ 2,200,000 円	35,000 円
9	2,200,001 円 ～ 2,300,000 円	40,000 円
10	2,300,001 円 ～ 2,400,000 円	45,000 円
11	2,400,001 円 ～ 2,500,000 円	50,000 円
12	2,500,001 円 ～ 2,600,000 円	57,000 円
13	2,600,001 円 ～ 2,700,000 円	64,000 円
14	2,700,001 円 ～ 2,800,000 円	71,000 円
15	2,800,001 円 ～ 2,900,000 円	78,000 円
16	2,900,001 円 ～ 3,000,000 円	85,000 円
17	3,000,001 円 ～ 3,100,000 円	93,000 円
18	3,100,001 円 ～ 3,200,000 円	101,000 円
19	3,200,001 円 ～ 3,300,000 円	109,000 円
20	3,300,001 円 ～ 3,400,000 円	117,000 円
21	3,400,001 円以上	全額

- (注1) この表における「対象収入」とは前年(1月から3月までは前々年)の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。
- (注2) 本人からの徴収額(月額)は、この表により求めた額とする。ただし、その額が当該施設におけるサービス提供費(月額)を超えるときは、当該施設のサービス提供費(月額)を本人からの徴収額(月額)とする。また、この表における「全額」とは当該施設におけるサービス提供費(月額)をいう。
- (注3) 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの徴収額については、この表の額から30%減額した額を本人からの徴収額(月額)とする。この場合の100円未満の端数は切り捨てとする。また、三親等内の親族その他特別な事情により、当該者と入居する場合については、当該者が同居する入所者を現に扶養していれば世帯収入を対象収入とし、当該者本人からの徴収額(月額)を決定する。当該者が同居する入所者を扶養していなければ個々の収入を対象収入とし、当該者並びに同居する入所者からの徴収額(月額)として決定する。

(2) (平成3年6月30日以前からの入所者)

	階層区分		本人からの徴収額(月額)
A	非課税者 所得税 前年分の	前年度市町村民税の非課税者	10,000 円
B		前年度市町村民税の均等割のみの納税者	15,000 円
C ₁		前年度市町村民税の所得割課税者	20,000 円
C ₂	所得税課税者 前年分の	所得税 7,300 円以下	25,000 円
C ₃		〃 7,301 ～ 14,900 円	30,000 円
C ₄		〃 14,901 ～ 22,200 円	35,000 円
C ₅		〃 22,201 ～ 29,700 円	40,000 円
C ₆		〃 29,701 ～ 37,200 円	45,000 円
C ₇		〃 37,201 ～ 44,600 円	50,000 円
C ₈		〃 44,601 ～ 52,200 円	55,000 円
C ₉		〃 52,201 ～ 59,800 円	60,000 円
C ₁₀		〃 59,801 円以上	全額

(備考)

本人からの徴収額(月額)は、この表により求めた額とする。

ただし、その額が当該施設におけるサービス提供費(月額)を超えるときは、当該施設のサービス提供費(月額)を本人からの徴収額(月額)とする。また、この表における「全額」とは当該施設におけるサービス提供費(月額)をいう。

ただし、この表における所得税は、所得税法等の一部を改正する法律(平成 22 年法律第6号。以下「所得税法改正法」という。)第1条の規定による改正後の所得税法第 84 条第1項の規定により控除すべき扶養控除の額が所得税法改正法第1条の規定による改正前の所得税法第 84 条第1項の規定を適用するとしたならば控除されることとなる扶養控除の額と比較して低くなる者にあつては、市長が別に定める額とする。